

仕事と育児・介護の両立支援制度

制度名	対象者		制度の概要等	
	男	女		
特別休暇	妊産婦の保健指導及び健康診査のための特別休暇	○	概要	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導及び健康診査のため勤務しないことを認める制度
			期間	妊娠中の期間又は出産後1年以内の期間
			その他	認められる回数は妊娠期間に応じて決定
	妊娠中の休息などのための特別休暇	○	概要	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度
			期間	妊娠中の期間
	妊娠中の通勤緩和のための特別休暇	○	概要	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる時に、勤務をしないことを認める制度
			期間	妊娠中の期間
			その他	勤務の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲
	産前特別休暇	○	概要	6週間以内(多胎妊娠の場合は14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇
			期間	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産の日まで
産後特別休暇	○	概要	出産した女性職員に与えられる休暇	
		期間	出産の翌日から8週間	
		その他	産後6週間は勤務に就くことは不可	
配偶者の出産特別休暇	○		概要	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇
			期間	妻の入院から出産の日後2週間までの間に2日
育児参加のための特別休暇	○		概要	妻の産前産後期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇
			期間	産前産後期間中に5日
保育時間確保のための特別休暇	○	○	概要	生後1歳未満の子に対して授乳や託児所等への送迎等を行う職員に与えられる休暇
			期間	子が1歳に達するまで
			その他	1日2回それぞれ30分以内
子の看護のための特別休暇	○	○	概要	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する職員に与えられる休暇
			期間	年5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)
			その他	「看護」には予防接種又は健康診断を受けさせることを含む

仕事と育児・介護の両立支援制度

制度名	対象者		制度の概要等		
	男	女			
育児休業等	育児休業	○	○	概要	子を養育するために一定期間勤務しないことを認める制度
				期間	子が3歳に達するまで
	育児時間	○	○	概要	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまで
				その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)
	育児短時間勤務 (自衛官を除く)	○	○	概要	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまで
				その他	勤務時間は週19時間35分、23時間15分、24時間35分などの中から職員が選択
	その他	早出遅出勤務	○	○	概要
期間					子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
その他					隊務に関連性のある夜間大学の課程、セミナー、資格講座等による修学等や、国際関係、予算折衝等の業務に従事する職員の疲労蓄積の防止を図るために、早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にも利用できる。
超過勤務免除 (自衛官を除く)		○	○	概要	妊娠中若しくは出産後1年以内の女性職員、3歳未満の子を養育する職員又は親族を介護する職員の超過勤務を免除する制度
				期間	妊娠中若しくは出産後1年以内、子が3歳に達するまでの間又は介護を必要とする期間
超過勤務制限 (自衛官を除く)		○	○	概要	妊娠中若しくは出産後1年以内の女性職員、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は親族を介護する職員の超過勤務を制限する制度
				期間	妊娠中若しくは出産後1年以内、子が小学校就学の始期に達するまでの間又は介護を必要とする期間
				その他	妊娠中若しくは出産後1年以内の女性職員又は3歳に満たない子を養育する職員については、請求により超過勤務をさせてはならない。小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は親族を介護する職員については、請求により月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。
フレックスタイム制		○	○	概要	職員から申告が行われた場合、隊務又は公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る制度 ※組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な隊務運営の確保に配慮し、育児又は介護を行う職員については、より柔軟な勤務形態とする(コアタイムの短縮。日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設定可能。)
				その他	1週間当たり平均の勤務時間又は日課が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)こととなるため、1週間当たり平均の勤務時間等の時間数は、通常の勤務と変わらない。